

はだのブランド認証要綱

(平成24年4月1日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、本市の地域イメージの向上による交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ることを目的に、「丹沢の杜、名水のまち」をコンセプトに、これを体現する優れた商品、サービスを本市における地域ブランド（以下「はだのブランド」という。）として認証するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業者」とは、農業、林業、商業、工業、サービス業等を営む者又はこれらの者で組織する法人、団体等とする。

2 はだのブランドの定義は、「丹沢の杜、名水のまち」で育まれたことを強く感じられ、全国から求められる秀逸な商品とする。

3 はだのブランドのブランドネームは、「はだのブランド」とする。

(認証の対象)

第3条 はだのブランドの認証の対象（以下「対象商品」という。）は、商品（加工品、工芸品、工業製品等）及びサービスとする。ただし、公序良俗に反するものは対象としない。

(認証の申請)

第4条 はだのブランドの認証を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、はだのブランド推進協議会（以下「協議会」という。）が別に定める期間内に、はだのブランド認証申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 申請品の写真及びそのデータ
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 前年度の法人事業税納税証明書又は前年度の個人事業税納税証明書
- (4) 消費税及び地方消費税納税証明書（その3）又は前年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その1）
- (5) 履歴事項全部証明書又は申請者が市内に住所を有することを証明する書類
- (6) 申請品を生産、販売若しくは使用等をするのに必要な許可証又は届出書

等

(7) その他申請品の品質等を証する書類

- 2 申請者は、前項に定めるもののほか、審査に必要な申請品のサンプルの提出や現地調査に協力しなければならない。
- 3 申請の主体は、本市内に住所（法人その他の団体にあつては、本支店等の事業拠点の所在地）を有する個人又は法人その他の団体とする。
- 4 対象商品は、前項の申請者がその権利を所有するものに限る。

（認証基準）

第5条 協議会は、はだのブランドの認証に当たり、はだのブランド認証基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

- 2 協議会は、認証基準を定めたときは、これを公表するものとする。
- 3 前項の規定は、認証基準を改正する場合においても準用する。

（条件審査）

第6条 協議会は、第4条の規定により申請があつたときは、募集条件である申請資格やはだのブランドの定義の適合性等について、条件審査を行う。

（認証審査）

第7条 前条の規定による条件審査に適合した対象商品について、認証基準その他専門的知見に基づき、はだのブランド認証審査会（以下「審査会」という。）において認証審査を行う。

- 2 審査会は、認証審査の結果について、協議会に報告する。

（認証の決定）

第8条 協議会は、認証の適否を決定したときは、その結果をはだのブランド認証審査結果通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により認証することの通知を受けた申請者は、協議会が指定する日までに、はだのブランド認証に係る誓約書（第4号様式）を提出するとともに登録料を納めるものとする。
- 3 協議会は、前項の誓約書の提出及び登録料の納付を確認したときは、対象商品をはだのブランドとして認証し、その申請者（以下「認証事業者」という。）に対して、はだのブランド認証書（第5号様式）を交付するものとする。

（認証の公表）

第9条 協議会は、はだのブランドの認証をしたときは、認証することとした

対象商品（以下「ブランド認証品」という。）について、次の事項を公表するものとする。

- (1) ブランド認証品の名称
- (2) 認証事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（認証の有効期間）

第10条 ブランド認証品の有効期間は、認証の日から、その3年間を経過する日の属する年度の末日までとする。

（登録料）

第11条 第8条第2項に定める登録料は、一認証物につき30,000円とする。

2 納付済みの登録料については、いかなる場合も返金しないものとする。

（認証内容の変更）

第12条 認証事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、はだのブランド認証申請事項変更申請書（第6号様式）により、速やかに協議会に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所（法人、その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。
- (2) ブランド認証品の名称を変更したとき。
- (3) ブランド認証品の規格、形状又は包装若しくは容器に係るデザイン又はサービスや活動内容等を著しく変更したとき。
- (4) その他認証申請書の記載事項に変更が生じたとき。

2 協議会は、前項の申請について、その内容が認証基準に合致していることを確認したときは、はだのブランド認証申請事項変更承認（否認）書（第8号様式）を交付するものとする。この場合において、その変更が重大な変更であると判断するときは、事前に審査会の意見を聞かなければならない。

（ブランドロゴマークの表示）

第13条 認証事業者は、別に定めるはだのブランドのロゴマークを、ブランド認証品の包装、容器又はブランド認証品を生産し、若しくは販売する事業所等に表示することができる。

2 前項の表示に係る費用については、事業者の負担とする。

（調査及び検査）

第14条 協議会は、必要があると認めるときは、次の方法によりブランド認証品の調査及び検査を行うことができる。

- (1) ブランド認証品の生産、販売又は提供を行う事業所等への立入検査
- (2) ブランド認証品の成分その他の表示内容に係る品質検査

2 協議会は、前項第1号に規定する立入検査に当たっては、あらかじめ認証事業者の同意を得るものとする。

(認証基準遵守のチェックと責任の所在、事故への対応)

第15条 本事業は、認証事業者の意思による申請を前提に、自主申告及び自主管理を原則とすることから、ブランド認証品に問題が生じた場合の責任は、認証事業者自身に帰属するものであり、ブランド認証品の流通、販売、消費又は使用において事故が発生したときは、認証事業者が一切の責任を負うものとする。

2 認証事業者は、前項に定める事故の内容を確認したときは、速やかに協議会に報告するとともに、協議会の指示があったときは、その報告書を協議会に提出するものとする。

3 協議会は、ブランド認証品の苦情等を受けたときは、速やかに認証事業者に対しその内容を連絡し、認証事業者は、これに誠意をもって対応し、その状況を協議会に報告するものとする。

4 協議会は、事故の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表するものとする。

5 協議会は、前項の公表により、認証事業者及びその取引先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、一切の責任を負わないものとする。

(認証の取り消し)

第16条 協議会は、ブランド認証品又は認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の認証を取り消すことができる。

- (1) はだのブランド認証取下届出書（第8号様式）の提出があったとき。
- (2) 次条第3項の規定による報告がないとき。
- (3) 認証基準に適合しなくなると認められるとき。
- (4) 虚偽の申請に基づき認証を行ったと認められるとき。
- (5) ブランド認証品の生産、販売又は提供を1年以上中止し、又は廃止したとき。

- (6) その他はだのブランドの認証に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。
- 2 協議会は、前項の規定により認証を取り消したときは、はだのブランド認証取消通知書（第9号様式）により、その旨を認証事業者に通知するとともに、必要と認めるときは、そのブランド認証品及び認証事業者を公表することができる。
- 3 ブランド認証期間中にその認証を取り消した場合であっても、その登録料は返金しないものとする。
- 4 第1項の規定により認証の取消しを受けた認証事業者は、その取消しの日から1年を経過しなければ、新たな認証を申請することができない。

（認証事業者の責務）

第17条 認証事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、ブランド認証品の素材、製法、技法、品質、デザイン、サービス等を維持するよう努めなければならない。

2 認証事業者は、ブランド認証品の生産、販売、サービス等を通じて、はだのブランドの認証に関する普及及び啓発に協力するよう努めなければならない。

3 認証事業者は、ブランド認証品に関するはだのブランド認証品報告書（第10号様式）により毎年1回、協議会が別に定める時期にブランド認証品の状況を報告しなければならない。

（協議会の責務）

第18条 協議会は、ブランド認証品のPR等販売促進に努め、地域事業者及び地域産業の振興及び活性化に貢献するように努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月22日から施行する。ただし、改正後の要綱第11条第1項の規定については、この要綱の改正後に募集する認証物について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(認証の有効期間の特例)
- 2 この要綱の施行の日前に、現に認証を受けている認証物の有効期間は、この要綱による改正前のはだのブランド認証要綱第10条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。